# 3 予防概要

各種火災予防啓発活動や市民防災会、防災協会等の自主防災組織の育成指導を積極的に行っています。また、防火対象物の立入検査等を通して、災害に強いまちづくりを推進しています。

### (1)火災予防

近年の本市における住宅火災での焼死事故の状況を踏まえ、高齢者や障害者等の世帯に対して 住宅用火災警報器の設置促進を強化するため、市関係部局をはじめ、民生委員児童委員協議会等 の関係機関との協力体制を強化し、様々な事業を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、今後、警報器の電池切れや故障の増加が見込まれることから、電池切れによる取り外しや不作動の状態を回避することを主眼に、適切な機器の交換や定期的な点検・清掃が行われるよう啓発を強化しています。

令和4年に発生した2度の旦過地区火災や枝光本町商店街での火災を受け、大規模な火災につながりやすい、木造の市場・商店街が密集する地域の店舗に対して、消防職員0Bである「防火指導員」によるきめ細かな防火指導や、地域ぐるみの消火訓練等を実施しました。

#### 【第22表】市民防災推進行事実施状況

(令和6年度)

No.	行 事 種 別	回数	参加人員	No.			行	事		種	別			回数	参加人員
1	防火・防災訓練等 (市民防災会等)	118	14,511	5	地	域	会	議	等	^	の	参	加	76	2,033
2	防火 · 防災訓練等 (事業所)	300	27,951	6	消			防		演	ĺ		習	6	193
3	防火・防災講習(講演)会等	60	3,752	7	住	民参	加型	災津		上訓	練(I	O I	G)	10	647
4	広報行事(署所見学・体験学習含む)	50	4,832												

<sup>(</sup>注) DIGについては危機管理室所管事業

### 【第23表】「消防士さんといっしょ」事業実施状況(過去5年間)

区 分	対象校数	実施校数	実施率	講師数	受講延人数	備  考
令和2年度	131	129	98.5%	78	7,968	
令和3年度	132	131	99.2%	78	7,757	
令和4年度	131	131	100.0%	78	7,619	小学3年生に対して実施
令和5年度	130	129	99.2%	78	7,470	
令和6年度	130	129	99.2%	78	7,553	

#### 【第24表】住宅用火災警報器の設置率(消防庁発表)

区	分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設	置率	85%	87%	87%	88%	88%

<sup>(</sup>注) 各年6月時点(令和2年のみ7月時点)

### 【第25表】住宅用火災警報器の効果(火災件数)

区分	ぼや	部分焼	半焼	全 焼	合 計
未 設 置	83(47%)	37(21%)	9(5%)	48(27%)	177
設置	64(54%)	36(30%)	2(2%)	17(14%)	119

<sup>(</sup>注)過去5年間(令和2年~令和6年)の火災のうち、住戸部分から出火した火災件数(設置不明を除く。)

## 【第26表】あんしん通報システム・緊急通報システム設置(稼働)状況

									<直近1(	) 年間 >
	平	平	平	平	令	令	令	令	令	令
区	成	成	成	成	和	和	和	和	和	和
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
分	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
設置	463	373	361 (232)	1,618 (0)	1,361 (0)	340	334	351	389	343
撤去	661	574	559 (557)	1,930 (1,856)	1,633 (1,365)	375	402	468	454	410
稼働	3,747	3,546	3, 348 (3, 221)	3,036 (1,365)	2,764 (0)	2,729	2,661	2, 544	2,479	2,412

- (注) 1 緊急通報システムは、平成6年度に開始し、令和元年度末で事業を終了
  - 2 あんしん通報システムは、平成29年度に開始し、令和元年度末に緊急通報システムからの移行を完了
  - 3 平成29年度から令和元年度の()内の数字は緊急通報システムで内数

## 【第27表】あんしん通報システム・緊急通報システム受信状況

<直近10年間>

						- EX- 1 O 1 INJ
区分	総受信件数	ハンズフリー	-による応答	出	動件	数
		有	無	火 災	警戒	救 急
平成27年度	2,902	2,627	275	55	202	870
平成28年度	2,749	2,560	189	44	192	833
平成29年度	2,548(2,512)	2,330(2,300)	218(212)	50(50)	161(160)	796(786)
平成30年度	2,274(1,617)	2,066(1,475)	208(142)	47(33)	141(105)	766(503)
令和元年度	1,898(329)	1,655(289)	243(40)	45(8)	108(18)	744(127)
令和2年度	1,533	1,314	219	40	112	637
令和3年度	1,470	1,290	180	44	110	589
令和4年度	1,553	1,392	161	49	88	746
令和5年度	1,620	1,264	356	41	116	692
令和6年度	1,381	986	395	49	71	619

<sup>(</sup>注) 1 平成26年度以降の救急件数は、不搬送件数を含む

<sup>2</sup> 平成29年度から令和元年度の( )内の数字は緊急通報システムで内数

### 【第28表】あんしん通報システム対応状況

○原因別(令和6年度)

(件)

鍋の空焚	ガス漏れ等	誤押	料理中の煙	殺虫剤	その他	合計
24	0	49	35	10	42	160

○協力員出向状況(令和6年度)

(件)

出向	不在	出向不可	連絡のみ	連絡なし	合計
39	40	0	32	669	780

### (2) 自主防災

地域防災力を向上させ、災害による被害を軽減するため、自治会組織を母体とする市民防災会 の活動をはじめ、事業所で構成された防災協会や防火・防災啓発を行う組織の育成指導に努めて います。

## 【第29表】市民防災会の現況

(令和7年3月31日現在)

行政区	名称	設立年月	地区・ 校区等
	北 九 州 市 市 民 防 災 会	Н9. 7	193
門司	門司区市民防災会連合会	\$29.11	21
小倉北	小倉北区市民防災会連合会	\$49.11	25
小 倉 南	小倉南区市民防災会連合会	\$49.11	26
若松	若松区市民防災会連合会	\$49. 9	46
八幡東	八幡東区市民防災会連合会	\$49.12	25
八幡西	八幡西区市民防災会連合会	S50. 2	33
戸畑	戸畑区市民防災会連合会	\$50.11	17

<sup>\*</sup>平成9年7月、「北九州市防火協会総連合会」を発展的に改組、改名し「北九州市市民防災会」を発足。

### 【第30表】防災協会主要行事

														( 7-	<u>i和0平皮)</u>
			ŕ	亍		事	Ĭ.		名	i				実施回数	受講者数
防	火	管	理	資	格	取	得	講	習	(	甲	種	)	10	989
防	火	管	理	資	格	取	得	講	習	(	Z	種	)	1	21
甲	利	重	防		火	徻	<b></b>	理		再	請	睛	習	2	175
防		火	:	管	旦	Į.	L	=	級		講		習	5	613
防		災	:	· 管	到	Į.	亲	f	規		講		習	2	122
防		災		管	:	旦	Į.		再		講		習	1	13
危	険物	取	扱者	計試.	験準	菖備	講習	3 会	÷ (Z	1種	第	4 類	Į)	3	261
応	急	=	£	当	普	及	<u></u> ኒ	員	新	規	1	講	習	3	123
応	急	ţ	手	当	3	普	及		員	再	Ī	講	習	8	266
危	険	į	物	取	. ;	及	者		保	安	Ē	講	習	7	1,434
自	衛	Ϋ́	肖	防	隊	洕	j	防	学	杉	5	入	校	2	15

## 【第31表】事業所相互応援体制の現況

(令和7年3月31日現在)	内訳数值

行政区	名称	設立年月	事業所数	隊員数	事業所数のうち防火管理者義務ありの事業所数
門司	ふくしの郷防災協力会	H16. 6	8	361	8
11 11	瀬 戸 2 事 業 所 相 互 防 災 応 援 協 定	H14.11	2	10	
小倉南	小 倉 鉄 工 団 地 工 場 安 全 連 絡 協 議 会	\$50. 3	15	530	1
若松	北九州エコタウン総合環境コンビナート・響リサイクル団地防災連絡協議会	H14. 3	11	568	4
八幡東	九州製鉄所八幡構内連絡協議会	H17. 2	15	1,800	11
	北九州市九州製鉄所八幡地区(戸畑)構内地区保安連合協議会	\$49.11	19	1,000	11
戸 畑	戸畑新工業団地「防災相互応援協定」	H13. 8	9	156	1
	戸畑駅前地区「防災相互応援協定」	H16. 2	4	2,610	4
北ナ	1. 州 地 区 · 白 島 地 区 特 別 防 災 区 域 防 災 相 互 応 援 協 定	Н 8.10	22	142	
	計		105	7,177	
				•	40

# 【第32表】幼年消防クラブの現況(計61団体6,609人)

		_		_	(令	和7年3月31日	<del>月現在)</del>
行政区	名 称	設立年月	会員数	行政区	名称	設立年月	会員数
	西門司幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	37	若	古前保育所 幼年消防クラブ	Н 3. 5	97
	日の丸幼稚園 "	S60. 5	160		精華幼稚園 "	H19. 4	113
門	あけぼの幼稚園 "	\$60. 5	47	松	若松天使園 "	H19. 4	60
司	東郷瞳幼稚園 "	S63. 4	60		高見幼稚園 幼年消防クラブ	\$60. 5	160
	愛光幼稚園 "	H 1. 4	58		八幡カトリック幼稚園 "	\$61.10	84
	敬愛幼稚園 "	H21. 9	144	八	華頂幼稚園 "	\$61.10	74
	栄美幼稚園 幼年消防クラブ	S58. 6	104	幡	乳山幼稚園 "	\$63.12	178
	とみの幼稚園 "	S62. 2	155	東	尾倉幼稚園 "	H 1. 4	202
	天心幼稚園 "	Н 3. 4	90		杉の実保育園 "	Н 8. 2	105
小 倉	キンダーポート保育園 "	H 4. 1	96		八幡東幼稚園 "	Н 8. 5	9
北	到津保育所 "	Н 7. 3	125		緑ケ丘第二幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 4	40
	篠崎保育園 "	Н 7. 3	70		あかね幼稚園 "	S58. 5	63
	片野保育園 "	Н 7. 3	95		第二文化幼稚園 "	S62. 7	31
	れんげの花保育園 "	H18. 3	166	八	下上津役幼稚園 "	S63.12	85
	葛原保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	90	幡	こみね幼稚園 ″	S63.12	115
	おぶね保育園 "	S60. 4	40	西	こじか幼稚園 "	S63.12	60
	小倉瞳幼稚園 "	S61. 4	291		さかえ保育園 "	Н 3. 4	16
小	志徳幼稚園 "	S63. 4	240		池田保育園 "	Н 3. 4	20
倉	志井幼稚園 "	S63. 4	197		星ヶ丘幼稚園 "	H11. 1	45
南	フレンズ幼稚園 ″	Н 3. 2	384		明泉寺幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 7	160
	きくが丘保育園 "	Н 3. 6	99		第二明泉寺幼稚園 "	S56. 7	64
	徳力団地幼稚園 "	Н 5. 2	232		中原保育園 "	S58. 9	101
	神理幼稚園 "	Н 6. 2	232		教学寺幼稚園 "	S60. 5	98
	松美保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	53	戸	戸畑天使園 "	S60. 5	147
	若松青葉幼稚園 "	\$57.10	100		戸畑保育所わかば園 "	S60. 5	107
	浜町幼稚園 "	S60. 4	96	畑	牧山保育園 "	S63. 4	65
若	神愛幼稚園 "	Н 1. 1	81		さかい川保育園 "	S63. 4	116
松	日吉幼稚園 "	Н 1. 1	46		さんろくこどもえん "	H 4.11	114
	日吉保育園 "	Н 1. 1	29		沢見あやめのもり保育園 〃	H21. 6	114
	小石幼稚園 "	Н 1. 2	115		ナオミ愛児園 "	R5.12	150
	鴨生田保育園 "	H 2. 1	84				

【第33表】婦人・少年・年長者等防火団体の現況

(令和7年3月31日現在)	(	3月31	日現在)
---------------	---	------	------

区分	行 政 区		<sup>令和7年3月</sup> 設立年 月	会員数
	門司	門司区婦人会連絡協議会婦人防火クラブ	H19. 5	295
	小倉北	小倉北区婦人防火クラブ協議会	S56. 2	3,000
婦人防火 クラブ	八幡西	八幡西区婦人防火クラブ連絡協議会	S50. 2	771
	戸畑	戸畑区婦人防火クラブ協議会	S55. 3	250
		計 4		4,316
	門司	大里柳学童消防クラブ	R 4. 5	150
	小倉南	下曽根少年消防クラブ	S56. 5	8
	小启用	ゆがわ子ども消防クラブ	R 1.12	59
	若松	古前少年消防クラブ	R 2. 2	13
少年消防 クラブ	八幡東	高見少年消防クラブ	R 4. 6	11
	八幡西	くすばし少年消防クラブ	H24.12	9
	八曜四	穴生児童館少年消防クラブ	R 6. 4	84
	戸畑	戸畑中央少年消防クラブ	R5.4	43
		計 8		377
	門司	門司区年長者防火クラブ	Н 1. 5	1,633
	小倉北	小倉北区年長者防火クラブ連合会	Н 5. 4	7,350
	小倉南	小倉南区年長者防火クラブ連合会	Н 6. 3	8,488
年長者防火	若松	若松区年長者防火クラブ	S63. 5	1,800
クラブ	八幡東	八幡東区年長者防火クラブ	H 5.11	2,473
	八幡西	八幡西区年長者防火クラブ連合会	Н 9. 4	5,909
	戸畑	戸畑区年長者防火クラブ	S62.11	2, 223
		計 7		29,876





### (3)火災調査

平成20年5月から各消防署警防課に指定調査員を配置し、消防局予防課火災調査係と連携した火災調査を実施しています。令和6年中は、模擬火災による実践的な研修を行い、職員の火災調査に関する知識、技術の向上に努めました。

【第34表】火災原因鑑識鑑定処理件数

(令和6年中)

	( 1: 1::: 1 )
区 分	実施数
ガスクロマトグラフによる分析	34
電気配線等の溶融痕の顕微鏡撮影	25
エックス線透過装置による非破壊調査	30
その他の分析	46
合 計	135



## (4) 査察

各事業所への立入検査を行い、消防用設備等の設置などのハード面、避難施設の正常な維持管理や消防訓練の実施などのソフト面に対する指導強化を図っています。

## 【第35表】中高層建築物数

		区 分	計	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15H 以」
		計	9,051	2,870	2, 562	703	628	531	351	440	271	164	160	230	14
(1)項 イ	•	劇場・映画館・演芸場等	6	3	1	1		1							
(1)項 口	1	公会堂又は集会場	15	9	4	1	1								
(2)項 イ	•	キャバレー・カフェー・ナイトクラ ブ等	6	3	1	1		1							
(2)項 口	1	遊技場又はダンスホール	20	6	8	6									
(2)項 ハ	`	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0												
(2)項 =	-	カラオケボックス・個室ビデオ等	1		1										
(3)項 イ	,	待合・料理店等	2	2											
(3)項 口	1	飲食店	81	52	20	8		1							
(4)項		百貨店・マーケット・物品販売店舗 等	33	28	4	1									
(5)項 イ		旅館・ホテル・宿泊所等	83	11	8	7	14	13	9	7	8	3	2		
(5)項 口	1	寄宿舎・下宿又は共同住宅	5, 467	1,211	1,813	344	364	322	235	357	212	139	135	211	12
	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	31	11	2	12	3		2	1					
(6)項 イ		避難のために患者の介助が必要な有床診療所	10	6	3	1									
、∪ / 惧 「]	(3)	病院((1)を除く)、有床診療所((2) を除く)、有床助産所	48	22	8	5	4	3	3	1	1		1		
	(4)	無床診療所、無床助産所	38	32	6										
	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養 護老人ホーム等	68	38	18	7	4	1							
	(2)	救護施設	0												
(6)項口	(3)	乳児院	0												
	(4)	障害児入所施設	1	1											
		障害者支援施設等	4	2	1			1							
	(1)	老人デイサービス・老人福祉センター・老人 介護支援センター等	30	13	7	5	2	1	1					1	
	(2)	更生施設	0												
(6)項 ハ		保育所・児童養護施設等	7	5	2										
	(4)	児童発達支援施設・放課後デイサービ ス等	3	3											
	(5)	障害者施設	13	8	3	1	1								
(6)項 二	-	幼稚園又は特別支援学校	3	3											
(7)項		小学校・中学校・高等学校・大学等	353	271	41	19	9	7	3	1		1		1	
(8)項		図書館・博物館・美術館等	6	4	1		1								
(9)項 イ	•	蒸気浴場・熱気浴場等	20	10	7	3									
(9)項 口	1	(イ)以外の公衆浴場	0												
(10)項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場	3	3											
(11)項		神社・寺院・教会等	24	16	7	1									
(12)項	イ	工場又は作業場	109	66	24	10	4	2		2	1				
(12)項	П	映画スタジオ・テレビスタジオ	0												
(13)項		自動車車庫又は駐車場	26	16	8		1	1							
(13)項	口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0												
(14)項		倉庫	43		13									igsqcup	
(15)項		前各項に該当しない事業場	402	206	89			30	7	5	1	3			$\vdash$
(16)項		特定の複合用途防火対象物	1, 196		277		120	89		34	22	13			]
(16)項		(イ)以外の複合用途防火対象物	899	354	185	95	82	58	44	32	26	5	8	5	_
(1602)		地下街	0												_
(1603)	項	準地下街	0												$\vdash$
(17)項		重要文化財等建造物	0												

## 【第36表】防火管理者を必要とする事業所数

									管理者						1						ı		令和7	年3月		現在)
	_			計	_		Ť	司	<u> </u>	小倉北			小倉南	~		若 松		<u>.</u> i	八幡東	~		八幡西	~		戸畑	~
	×	<u>S</u> 分計	A 33, 225	B 9,443	C 8. 778	A 3. 288	945	R93	A 8. 926	B 2. 590	C 2. 349	A 6. 373	B 1.690	C 1.599	A 2,603	730	C 709	A 2.054	B 645	602	A 7. 693	B 2. 266	C 2. 063	A 2, 288	В <b>577</b>	C 563
(1)項 イ		劇場・映画館・演芸場等	34		31	4	2	2	7	7	6	4	4	4	<b>2, 603</b>	730 5	709 5	<b>2,004</b>	6	6	., 033	<b>2,200</b>	<b>-, 503</b>	2	2	2
(1)項口		公会堂又は集会場	647			57		53	115	86	85	159	104	103	72	72	-	43	34	33	161	152	128	40	20	20
(2)項イ		キャバレー・カフェー・ナイトク	12		8				6	5	3										6	5	5			
(2)項口		ラブ等 遊技場又はダンスホール	53		49	9	6	6	16	16	16	9	9	9	4	3	3	2	2	2	10	10	10	3	3	3
(2)項 ハ		性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1		0				1										_							
(2)項ニ		カラオケボックス・個室ビデオ等	18		16	1	1	1	7	7	7	2	2	2							8	7	6			
(3)項イ		待合・料理店等	14		12	2	2	2	3	3	3		_	_	6	4	4	2	2	2	1	1	1			
(3)項口		飲食店	1, 351			145		35	-	176		184	88	79	-	40		78	23	23	367	172	154	67	25	23
(4)項		百貨店・マーケット・物品販	1,514		809	170		69		163			191	187	131	72		104	51	51	388	233	224	88	49	48
(5)項イ		売店舗等 旅館・ホテル・宿泊所等	121	85	83	15		7	46	36	35	14	11	11	10	4	4	6	4	4	22	17	16	8	6	6
(5)項口		寄宿舎・下宿又は共同住宅		2, 421				257	2, 914	680		2, 708	436	400	571	114		566	181	158	2,691	550	482	847	188	182
	(1)	避難のために患者の介助が必要な病	34	<del>-</del>	30	3		3	9	8	8	6	6	6	2	1	1	1	1	1	12	11	10	1	1	1
(C) # ·	(2)	避難のために患者の介助が必要な有 床診療所	28		27	5		4	2	2	2	7	7	7	2	2	2	1	1	1	10	10	10	1	1	1
(6)項 イ	(3)	病院((1)を除く)、有床診療所((2)を除く)、有床助産所	55	44	44	5	4	4	7	5	5	11	8	8	3	3	3	6	4	4	16	16	16	7	4	4
	(4)	無床診療所、無床助産所	683	103	99	53	6	6	137	21	17	135	26	26	68	8	8	51	11	11	201	26	26	38	5	5
	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	348	339	332	38	37	35	51	51	50	80	77	77	33	33	31	22	20	20	104	102	100	20	19	19
	(2)	救護施設	2	2	2				1	1	1				1	1	1									
(6)項口	(3)	乳児院	0	0	0																					
	(4)	障害児入所施設	2	1	1										1	1	1							1		
	(5)	障害者支援施設等	56	43	41	8	7	5	2	2	2	17	13	13	11	8	8	1	1	1	15	11	11	2	1	1
	(1)	老人デイサービス・老人福祉セン ター・老人介護支援センター等	261	132	126	32	17	16	33	21	21	59	26	25	31	15	15	13	7	7	85	42	38	8	4	4
(6)項 ハ	(2)	更生施設	2	0	0				2																	
(0) 垻 ハ	(3)	保育所・児童養護施設等	235	181	180	31	21	20	37	30	30	53	43	43	29	21	21	17	16	16	58	41	41	10	9	9
	(4)	児童発達支援施設・放課後デイ サービス等	140	20	19	10	1	1	16	2	2	36	9	8	17	2	2	8	1	1	49	5	5	4		
	(5)	障害者施設	263		49	20	6	6	51	11	11	66	9	8	32	9	9	13			68	13	11	13	4	4
(6)項 二		幼稚園又は特別支援学校	80	77	76	10	10	10	12	11	10	12	12	12	12	12	12	7	6	6	24	23	23	3	3	3
(7)項		小学校・中学校・高等学校・大学 等	307	298	281	29	28	26	79	75	72	60	58	55	26	26	25	25	24	24	70	69	61	18	18	18
(8)項		図書館・博物館・美術館等	22		16	5	2	2	8	7	6	2	2	2	1	1	1	3	3	2	1	1	1	2	2	2
(9)項イ		蒸気浴場・熱気浴場等	30						23	22	20	2	2	2				2	2	2	3	1	1			
(9)項口		(イ)以外の公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航	15		2	3			2	1	1	1			3			3	1	1	1			2		
(10)項		空機の発着場	31		0				6			9			4			4			3			2		
(11)項	,	神社・寺院・教会等		258						66			24	24	74	32		68	35		98	45	42	44	20	20
(12)項(			2,000		157		2	2	363	28	28	348	26	26	397	42	40	77	5	5	460	42	39	138	18	17
(12)項 [		映画スタジオ・テレビスタジオ	0		0																					
(13)項 (		自動車車庫又は駐車場	279						83			25	1	1	31			27			63	1	1	12	1	1
(13)項口	1	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	6		0							6														
(14)項			1, 572			299				8			6	6		3		68	1	1	286	2	2		1	1
(15)項	,			648					1, 291									344	55						50	50
(16)項(				1,834					1, 226						187	99		251	113						88	85
(16)項 [				561		355	76	/4	1,063	210	189	422	80	76	171	36	36	232	34	31	470	92	78	279	33	32
(1602) I		地下街 準地下街	0		0																					
(17)項	H	重要文化財等建造物	14		8		1	1	2	1	1	1			1	1	1	1	1	1	Л	2	2	2	2	2
		単安又化射寺建垣物 延長50メートル以上のアー						1		1	1	1				1	1		1	1	4	۷		4	۷	4
(18)項		ケード	29	0	0	5			11						4			2			6			1		

 (18) 場
 ケード
 29
 0
 0
 5

 (注) A・・・事業所数 B・・・防火管理者を必要とする事業所数 C・・・選任数

# 【第37表】消防法施行令別表第1(1)項から(18)項までに掲げる防火対象物数

	Z	分	<del>11</del>		門	小倉	小倉	若	八幡	7年3月31 八 幡	戸
		<del>21</del>	事業所	33, 225	司 3, 288		南 <b>6,373</b>	松 2,603	東 2,054		畑 2, 288
(1)項 イ		劇場・映画館・演芸場等	防火対象物 事業所	43, 308 34	<b>4, 533</b> 4	10, 857 7	7, 299 4	<b>4, 574</b> 5	6	<b>9,939</b>	<b>3, 491</b>
			防火対象物 事業所	57 647	4 57	14 115	5 159	8 72	10 43	10 161	6 40
(1)項口		公会堂又は集会場キャバレー・カフェー・ナ	防火対象物	677	63	127 6	125	85	47	182	48
(2)項 イ		キャハレー・カフェー・テ イトクラブ等	事業所 防火対象物	12 12		7				6 5	
(2)項 口		遊技場又はダンスホール	事業所 防火対象物	53 67	9 10	16 21	9 11	<u>4</u> 5	2	10 14	3
(2)項 ハ		性風俗関連特殊営業を営む 店舗等	事業所 防火対象物	1 0		1					
(2)項ニ		カラオケボックス・個室ビ	事業所	18	1	7	2			8	
		<u>デオ等</u> 待合・料理店等	防火対象物 事業所	17 14	1 2	7 3	2	6	2	7	
			防火対象物 事業所	17 1, 351	2 145	5 419	184	6 91	3 78	1 367	67
(3)項口		飲食店	防火対象物	1,416	148	467	193	91	76	363	78
(4)項		百貨店・マーケット・物品 <u>販売店舗等</u>	事業所 防火対象物	1,514 1,549	170 145	359 389	274 279	131 136	104 105	388 407	88 88
(5)項 イ		旅館・ホテル・宿泊所等	事業所 防火対象物	121 142	15 17	46 52	14 23	10 12	6 7	22 24	7
(5)項 口		寄宿舎・下宿又は共同住宅	事業所	11, 131	834	2,914	2, 708	571	566	2,691	847
	(1)	避難のために患者の介助が	防火対象物 事業所	13, 274 34	1, 108 3	3, 308 9	3, 106 6	771	664 1	3, 304 12	1, 013 1
		<u>必要な病院</u> 避難のために患者の介助が	防火対象物 事業所	53 28	3 5	11 2	17 7	3 2	2 1	15 10	1
(6)項 イ	(2)	必要な有床診療所	防火対象物	37	5	5	8	2	2	14	1
	(3)	病院((1)を除く)、有床診療所 ((2)を除く)、有床助産所	事業所 防火対象物	55 100	5 12	7 14	11 13	3 9	6 10	16 35	1
	(4)	無床診療所、無床助産所	事業所 防火対象物	683 690	53 54	137 145	135 127	68 68	51 54	201 203	38
	(1)	老人短期入所施設・養護老	事業所	348	38	51	80	33	22	104	20
	(1)	人ホーム・特別養護老人 ホーム等	防火対象物	383	42	52	87	37	30	115	20
	(2)	救護施設	事業所 防火対象物	2		1	1	1			
(6)項 口	(3)	乳児院	事業所	0		1	1	1			
			防火対象物 事業所	0 2				1			1
		障害児入所施設	防火対象物 事業所	2 56	8	2	1 17	1 11	1	15	2
	(5)	障害者支援施設等	防火対象物	59	9	2	14	14	1	15	4
	(1)	老人デイサービス・老人福 祉センター・老人介護支援	事業所	261	32	33	59	31	13	85	8
	(-/	センター等	防火対象物	290	32	39	65	30	19	97	8
	(2)	更生施設	<u>事業所</u> 防火対象物	2 4		2 2				2	
(6)項 ハ	(3)	保育所・児童養護施設等	事業所 防火対象物	235 285	31 32	37 43	53 66	29 34	17 22	58 76	10 12
	(4)	児童発達支援施設・放課後	事業所	140	10	16	36	17	8	49	4
	(5)	デイサービス等 障害者施設	防火対象物 事業所	149 263	13 20	17 51	40 66	16 32	7 13	53 68	13
	(3)		防火対象物 事業所	304 80	25 10	49 12	79 12	37 12	14 7	86 24	14
(6)項ニ		幼稚園又は特別支援学校 小学校・中学校・高等学	防火対象物	164	14	24	38	21	11	45	11
(7)項		小子校・中子校・高寺子 校・大学等	事業所 防火対象物	307 1, 191	29 108	79 236	60 247	26 83	25 101	70 307	18 109
(8)項		図書館・博物館・美術館等	事業所 防火対象物	22 34	5 10	8 10	2	1 1	3 5	1 2	3
(9)項 イ		蒸気浴場・熱気浴場等	事業所	30	1	23	2		2	3	`
(9)項口		(イ)以外の公衆浴場	防火対象物 事業所	30 15	3	23	1	3	3	1	2
(10)項		車両の停車場又は船舶若し	防火対象物 事業所	21 31	3	2 6	2 9	4	4	3	6
		くは航空機の発着場	防火対象物 事業所	37 596	7 83	6 132	10 97	3 74	5 68	5 98	44
(11)項		神社・寺院・教会等	防火対象物	726	106	175	87	81	80	140	57
(12)項 イ	ſ	工場又は作業場	事業所 防火対象物	2,000 3,661	217 465	363 614	348 467	397 787	77 165	460 833	138 330
(12)項 口	1	映画スタジオ・テレビスタ ジオ	事業所 防火対象物	0							
(13)項 1	r	自動車車庫又は駐車場	事業所防火対象物	279	38 95	83 243	25	31 114	27 75	63 177	12
(13)項 口	1	飛行機又は回転翼航空機の	事業所	844	90	243	85 6	114	15	1//	55
		格納庫	防火対象物 事業所	6 1,572	299	384	6 232	197	68	286	106
(14)項		倉庫	防火対象物 事業所	3, 631 4, 753	643 426	702 1, 291	391 823	745 375	153 344	659 1, 190	338 304
(15)項		前各項に該当しない事業場	防火対象物	7, 220	750	1,769	876	1,044	469	1,572	740
(16)項 1	r	特定の複合用途防火対象物	事業所 防火対象物	3, 494 3, 431	370 357	1,226 1,222	509 492	187 202	251 250	736 696	215 212
(16)項 口	1	(イ)以外の複合用途防火 対象物	事業所 防火対象物	2, 992 2, 651	355 232	1,063 1,031	422 326	171 117	232 211	470 459	279 278
(16の2)項	f	<u>対象物</u> 地下街	事業所	0	232	1,031	326	117	211	459	278
			防火対象物 事業所	0							
(16の3)項	Ħ.	準地下街	防火対象物 事業所	0 14	3	2	1	1	1	4	2
			ナオハ		J					4	
(17)項		重要文化財等建造物 延長50メートル以上の	防火対象物 事業所	34 29	5 5	10 11	5	1 4	6 2	4 6	1

## 【第38表】消防法施行令別表第1(1)項から(18)項までに掲げる防火対象物の査察実施数

第38表 消防法施行令別表第1(1)項から(18)項までに掲げる防火対象物の査察実施数

		第30公 佰奶伝施1] 〒別公第1(1)項がり(10)項		) <b>(</b> 1)3) ().		A17000000	,	(令和75	F3月31日	現在)
		区分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八 幡 東	八幡西	戸畑
		計	12, 553	1,676	2, 968	2, 337	1,411	1,038	2, 114	1,009
(1)項 イ		劇場・映画館・演芸場等	21	1	7	3	3	2	5	
(1)項口		公会堂又は集会場	140	32	16	17	34	16	20	5
(2)項 イ		キャバレー・カフェー・ナイトクラブ 等	4		4					
(2)項 口		遊技場又はダンスホール	34	6	10	8	1		6	3
(2)項 ハ		性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0							
(2)項 ニ		カラオケボックス・個室ビデオ等	8		3	1			4	
(3)項 イ		待合・料理店等	8	1	2		2	3		
(3)項口		飲食店	801	87	194	184	68	63	129	76
(4)項		百貨店・マーケット・物品販売店舗等	488	65	93	64	47	42	134	43
(5)項 イ		旅館・ホテル・宿泊所等	127	15	55	14	9	6	21	7
(5)項口		寄宿舎・下宿又は共同住宅	2, 714	355	871	391	163	215	701	18
	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	33	3	9	10	2	2	6	1
(0) === .	(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	31	5	6	8		1	10	1
(6)項 イ	(3)	病院((1)を除く)、有床診療所((2)を除く)、 有床助産所	78	13	10	15	6	5	21	8
	(4)	無床診療所、無床助産所	206	16	15	92	5	24	29	25
		老人短期入所施設・養護老人ホーム・ 特別養護老人ホーム等	353	42	54	76	32	25	105	19
		救護施設	2		1	1				
(6)項 口	(3)		0							
	(4)	障害児入所施設	1			1				
	(5)	障害者支援施設等	31	9	2	3	1	1	13	2
	(1)	老人デイサービス・老人福祉セン ター・老人介護支援センター等	166	16	21	59	30	8	24	8
	(2)	更生施設	2						2	
(6)項 ハ	(3)	保育所・児童養護施設等	96	9	4	64	3	2	5	9
	(4)	児童発達支援施設・放課後デイサービ ス等	59	4	2	37		1	12	3
	(5)	障害者施設	122	15	7	60	3	10	18	9
(6)項 ニ		幼稚園又は特別支援学校	92	4	11	32	18	4	4	19
(7)項		小学校・中学校・高等学校・大学等	592	53	191	217	4	16	78	33
(8)項		図書館・博物館・美術館等	17	5	6	3		2	1	
(9)項 イ		蒸気浴場・熱気浴場等	29	1	25			2	1	
(9)項口		(イ)以外の公衆浴場	5		1		2			1
(10)項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場	17	1	2	10		4		
(11)項		神社・寺院・教会等	148	28	39	15	5	25	18	18
(12)項 1	,	工場又は作業場	979	177	151	196	222	39	107	87
(12)項口	1	映画スタジオ・テレビスタジオ	0							
(13)項 1	,	自動車車庫又は駐車場	241	37	110	19	16	17	25	17
(13)項 口	1	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	5			5				
(14)項		倉庫	838	202	136	80	191	26	89	114
(15)項		前各項に該当しない事業場	1, 275	189	275	133	231	121	152	174
(16)項 1	,	特定の複合用途防火対象物	2,043	224	383	367	284	274	295	216
(16)項 口	1	(イ) 以外の複合用途防火対象物	691	51	239	147	22	73	70	89
(16の2)項	Į	地下街	0							
(16の3)項	Į	準地下街	0							
(17)項		重要文化財等建造物	21	4		5	1	5	3	3
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	35	6	13		6	3	6	1

### (5) 危険物規制

消防局では様々な施策を通じて複雑かつ多様化する危険物事業所への指導等を行っています。 また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に対しても、石油コンビナート等 災害防止法に基づき、指導等を行っています。

【第39表】危険物規制対象物数

(令和7年3月31日現在)

	区分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸畑
	計	2,997	593	588	191	615	98	477	435
製	造所	76	4	8		21		21	22
	/ 屋内貯蔵所	424	72	63	26	84	26	81	72
貯	屋外タンク貯蔵所	550	102	68	10	153	2	84	131
	屋内タンク貯蔵所	58	11	9	13	6	7	8	4
蔵〈	地下タンク貯蔵所	202	25	51	38	18	22	43	5
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
所	移動タンク貯蔵所	664	169	193	29	138	7	99	29
	屋外貯蔵所	263	80	64	2	43		12	62
1,	<b>小</b> 計	2,165	459	449	119	442	65	328	303
取	給油取扱所	330	72	67	47	58	9	57	20
扱く	販売取扱所	9	2	2				3	2
所	移送取扱所	6	4			2			
PII	一般取扱所	411	52	62	25	92	24	68	88
	小計	756	130	131	72	152	33	128	110

#### 【第40表】危険物規制事務処理件数(行政区別)

(令和6年度) 認 可 届 出 等 区 合 予 申 小 設 変 設 変 完 仮 仮 小 変 種 譲 使 使 廃 事 資 再交付 類 成 安者 防 請 使 蔵 渡 用 用 故 置 | 完 | 検 許 選 完 完 規 数 査 用 仮 更 引 休 再 取 成 解 成 程 取 許 許 前 提 可 変 扱 渡 止 開 生 下 任 検 検 認 検 検 更 検 計 計 可 可 査 認 認 可 計 届 届 届 届 分 査 査 届 届 届 出 証 査 届 計 4,013 1,440 44 459 43 393 54 393 22 32 2,573 213 116 19 27 67 7 1,827 5 25 2 260 門司 574 118 39 456 小倉北 579 205 374 73 14 4 10 16 178 3 25 45 7 71 5 50 6 62 小倉南 56 24 215 16 14 3 13 159 28 95 867 202 ① 16 22 39 若 松 14 16 47 16 44 6 665 8 14 6 557 八幡東 201 104 36 30 97 27 36 7 1 62 12 107 424 八幡西 973 392 14 125 13 106 581 37 20 3 18 2 76 9 2 111 (3) 10 戸畑 113 21 27 3 241 11 169

(注)○は委託検査(危険物保安技術協会)で内数

【第41表】危険物製造所等の設置・変更許可、設置・変更完成検査、完成検査前検査件数

(令和6年度)

_																											\ 1-	·MO平	IX)
						Ī	ひ 置	•	変り	更 許	可	件数	数	部	置	・変	更复	完成.	検査	作	数	完	成札	<b>食</b>	1 前	<b>〕検</b>	査	件	数
		区	分			計	門司	小倉北	小倉南		八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
		Ī	H			503	45	78	18	66	36	139	121	436	41	55	15	63	30	119	113	54 (34)	6 (5)	6 (5)	3 (2)	16 (13)	0 (0)	13 (9)	10 (0)
	製	į į	生 ;	所		72	1	19		4		18	30	42		5		5		6	26	14	4		1	5		3	1
	屋	内	貯	蔵	所	20	4	2	2	1	1	8	2	20	4	1	1	2	1	9	2	0							
貯	屋外	タ	ンク	貯蔵	遗所	69	18		1	22		12	16	56	14	2		17		6	17	17	1	1	1	2		4	8
^,	屋内	タ	ンク	貯蔵	遗所	3	3							3	3							2	1			1			
蔵	地下	マ	ンク	貯蔵	遗所	6		1	1		1	3		7		1	1		1	4		0							
所	簡易	タ	ンク	貯禕	表所	1		1						1		1						0							
РЛ	移動	りタ	ンク	貯蔵	遗所	44	7	13	3	11		10		40	7	10	3	10		10		0							
	屋	外	貯	蔵	所	3				3				5				5				0							
取	給	油	取	扱	所	30	5	2	3	5	4	9	2	30	5	2	3	5	4	9	2	0							
扱	販	売	取	扱	所	0								0								0							
3/2	移	送	取	扱	所	1	1							2	2							0							
所	_	般	取	扱	所	254	6	40	8	20	30	79	71	230	6	33	7	19	24	75	66	21		5	1	8		6	1

<sup>(</sup>注) ( )は完成検査前検査の管外タンク件数で外数

## 【第42表】危険物製造所等の査察実施数

								/ 11	1410年度 <i>)</i>
	区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
	計	1,286	212	297	132	232	86	186	141
	製 造 所	25	1	8		9		7	
	屋内	175	43	10	11	27	21	27	36
貯	屋外タンク	281	63	53	9	80	2	36	38
V1	屋内タンク	27	1	3	12	1	5	4	1
蔵	地下タンク	120	12	43	14	11	18	19	3
=6	簡易タンク	2			1		1		
所	移動タンク	117	10	49	19	1	7	9	22
	屋外	32	1	5	2	16		3	5
取	給 油	273	55	66	43	43	9	40	17
-11	第一種販売	1						1	
扱	第二種販売	3	1					2	
=6	一般	228	24	60	21	43	23	38	19
所	移 送	2	1			1			

#### ア 自主検査認定事業所制度の推進

この制度は平成11年3月から運用を開始し、本市においては平成15年度に3事業所が初めて認定を受けて以来、現在は3事業所となっています。

- イ 危険物安全週間中の事業実施状況(令和6年度)
  - ポスターを通じた広報活動
  - 危険物についてのリーフレット(一般財団法人全国危険物安全協会作成)の配布
- ウ 石油コンビナート等特別防災区域の自主防災体制の充実強化

北九州地区及び白島地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、合計面積は2,292万㎡となっています。

区域内の特定事業所数は、第一種事業所が8、第二種事業所が8の合計16事業所です。

【第43表】石油コンビナート等特別防災区域内における第4類(石油類等)の施設数及び貯蔵取扱量

		合	計	/]\	倉 北	若	松	八	幡東	八	幡 西	戸	畑
			B B	/],	启 1년	40	14	/\		/\			ΛЩ
	区 分	A	_		D.		D		D		D		ъ
	_ ~	施設数	貯蔵取扱量	A	В	A	В	A	В	A	В	A	В
		NG IIXXX	(kl)										
	計	818	396,097	153	192,867	115	43,816	39	1,487	169	23,704	342	134,223
#11	第1石油類		1,260		0		33		0		331		896
製	第2石油類		9,017		0		5,843		0		483		2,691
造	第3石油類	44	4,208		0	7	552	0	0	17	114	20	3,542
厄	第4石油類		43		0		11		0		6		26
所	その他		392		0		3		0		379		10
//1	小 計	44	14,920	0	0	7	6,442	0	0	17	1,313	20	7,165
屋	第1石油類		659		44		108		19		99		389
内	第2石油類		1,316		41		150		27		767		331
貯	第3石油類	139	1,109	10	195	22	70	16	24	29	408	62	412
7.4	第4石油類		1,331		527		90		35		90		589
蔵	その他		111		1		17		1		41		51
所	小 計	139	4,526	10	808	22	435	16	106	29	1,405	62	1,772
屋	第1石油類	83	51,479	8	17, 297	16	22, 219	0	0	20	2,305	39	9,658
外夕	第2石油類	86	57,338	17	39,727	5	90	0	0	22	3, 296	42	14, 225
シ	第3石油類	109	143,248	29	73, 204	23	8,069	1	10	18	9,937	38	52,028
ク	第4石油類	7	390	1	25			1	15	3	285	2	65
貯蔵	その他	20	5,619	2	45	2	206	0	0	13	2,037	3	3,331
所	小 計	305	258,074	57	130,298	46	30,584	2	25	76	17,860	124	79,307
屋	第1石油類		8		0		8		0		0		0
外	第2石油類		789		249		59		0		55		426
貯	第3石油類	132	545	60	131	8	64	0	0	9	203	55	147
7.4	第4石油類		1,301		1,206		40		0		4		51
蔵	その他		0						0		0		0
所	小 計	132	2,643	60	1,586	8	171	0	0	9	262	55	624
_	第1石油類		24,473		11,712		1,677		6		628		10,450
般	第2石油類		28,291		20,930		45		28		474		6,814
取	第3石油類	198	59,628	26	26,715	32	4,336	21	969	38	1, 182	81	26, 426
	第4石油類		3,128		788		111		353		324		1,552
扱	その他		414		30		15		0		256		113
所	小 計	198	115,934	26	60,175	32	6,184	21	1,356	38	2,864	81	45,355

【第44表】石油コンビナート等特別防災区域内における防災組織の現況

		r				4.14年)	3月31日現在)
	区 分	計	小 倉 北	若松	八幡東	八幡西	戸畑
特	定 事 業 所 数	16	5	2		2	7
自	衛防災組織数	16	5	2		2	7
共	同防災組織数	3	2				1
防 (	災 要 員 直 当 り)	124	32	35		23	34
自領	新防災組織要員	457	89	178		78	112
共 [	司 防 災 組 織 要 員 直 当 り))	19	13				6
消	小 計	13	4	2	0	3	4
	大型化学消防車	2	1				1
	大型高所放水車	2	1				1
防	泡原液搬送車	3	1			1	1
	甲種普通化学消防車	2		1			1
	普通消防車	2	1			1	
車	小型消防車	0					
	普通高所放水車	0					
	乙種普通化学消防車	0					
両	大型化学高所放水車	2		1		1	
可	搬式放水銃	17	3	4		2	8
可	搬式泡放水砲	5	1				4
耐	熱服	49	16	22		4	7
呼	吸器	97	18	28		8	43
泡 (3	消 火 薬 剤 % 換算) (k ℓ)	277.09 (白島含む)	39.38	218.95 (白島含む)		11.16	7.6
才	イルフェンス B 型 ) ( m )	10,180	3,400	3,300		2,400	1,080
	ルフェンス展張船	8	2	4		1	1

【第45表】第4類(石油類等)の施設数及び貯蔵取扱量

	行政区分		合 i	Ħ		門司			小倉は	<u></u>		小倉南	i
区分		A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	( 貯蔵取扱量 指定数量	A	В	С	A	В	С	A	В	С
	計	1,732	6, 215, 267	28,834,880	339	180,521	203,604	265	200, 125	264, 932	55	1,575	1,493
	第1石油類		1,774	8,340		10	50		50	249			
	第2石油類		9,648	9,478		10	10		57	55			
製 造	第3石油類	69	4,844	2,399	4	27	11	7	136	67			
所	第4石油類		135	21					65	10			
	その他		530	1,301		42	106		57	60			
	小 計	69	16,931	21,539	4	89	177	7	365	441	0	0	0
	第l石油類		3,340	15,863		1,081	5,072		832	4,016		32	157
屋	第2石油類		8,474	7,693		4,661	4,074		1,292	1,186		26	26
内贮	第3石油類	392	9,559	4,429	62	6,164	2,918	61	2,056	907	20	56	28
貯蔵	第4石油類		6,527	1,084		4, 295	715		1,206	201		22	3
所	その他		865	3,290		565	2,618		103	233		6	15
	小 計	392	28,765	32,359	62	16,766	15,397	61	5,489	6,543	20	142	229
屋	第l石油類	121	5,664,745	28, 314, 713	13	12,323	61,565	8	17,297	86,485			
外 タ	第2石油類	164	99,890	99,569	23	37,600	37,600	24	39,947	39,947	8	529	529
ン	第3石油類	238	193,362	95,446	56	37,099	17,367	37	73,857	36,922			
ク 貯	第4石油類	51	31,749	5,288	39	31, 252	5,208	1	25	4	2	40	6
蔵	その他	37	16,592	41,885	11	10,823	27,059	2	45	112			
所	小 計	611	6,006,338	28,556,901	142	129,097	148,799	72	131,171	163,470	10	569	535
	第1石油類		127	631		120	600						
屋	第2石油類		1,869	1,768		252	175		250	245		3	3
外貯	第3石油類	257	11,954	5,780	80	9,002	4,351	65	172	85	2	2	1
蔵	第4石油類		8, 122	1,352		5,365	894		1,315	219		14	2
所	その他		136	306		120	300		2	5			
	小 計	257	22,208	9,837	80	14,859	6,320	65	1,739	554	2	19	6
	第1石油類		29,139	139,882		4,270	21,354		11,722	58,608		22	112
-	第2石油類		34,009	33,841		3,672	3,628		21,420	21,416		441	441
般 取	第3石油類	403	68,229	33, 454	51	6,317	2,581	60	27,325	13,660	23	313	156
扱	第4石油類		7,285	1,211		3,549	591		845	140		68	11
所	その他		2,363	5,856		1,902	4,757		49	100		1	3
	小 計	403	141,025	214, 244	51	19,710	32,911	60	61,361	93,924	23	845	723

	若 松	`		八幡東	į		八幡西		\ TI /	<u>和7年3月31</u> 戸 畑	
A	В	C	A	В	C	A	В	C	A	В	С
389	5,667,873	28, 157, 163	52	1,568	890	262	26,958	37,604	370	136,647	169,194
	559	2,752					260	1,154		895	4, 135
	6,403	6,395					487	458		2,691	2,560
20	1,001	489				18	139	62	20	3,541	1,770
	38	6					6	1		26	4
	122	279					300	833		9	23
20	8,123	9,921	0	0	0	18	1,192	2,508	20	7,162	8,492
	349	1,592		34	172		619	3,010		393	1,844
	347	313		70	70		1,725	1,676		353	348
76	175	69	26	25	12	76	653	283	71	430	212
	148	24		35	5		190	31		631	105
	88	201		2	5		49	132		52	86
76	1,107	2,199	26	166	264	76	3,236	5,132	71	1,859	2,595
40	5, 623, 163	28, 115, 619				20	2,304	11,144	40	9,658	39,900
40	3, 252	3, 247				22	3,200	3, 157	47	15,362	15,089
76	18,813	9,399	1	10	5	27	10,580	5, 252	41	53,003	26,501
3	68	11	1	15	2	3	285	47	2	64	10
8	356	891				13	2,037	5, 495	3	3,331	8,328
167	5,645,652	28,129,167	2	25	7	85	18,406	25,095	133	81,418	89,828
	7	31									
	848	840					81	75		435	430
41	2,403	1,160				12	228	110	57	147	73
	1,225	204					123	20		80	13
	14	1									
41	4,497	2,236	0	0	0	12	432	205	57	662	516
	2,037	10,123		7	37		632	2,536		10,449	47, 112
	732	722		32	32		788	720		6,924	6,882
85	5,303	2,641	24	983	491	71	1,490	676	89	26,498	13, 249
	381	63		355	59		524	87		1,563	260
	41	91					258	645		112	260
85	8,494	13,640	24	1,377	619	71	3,692	4,664	89	45,546	67,763

### (6)火薬類規制

消防局では火薬類の製造(煙火)、販売、貯蔵、運搬、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所(取扱い場所)の現状を把握し、指導等を行い、事故の未然防止策の強化と市民生活の更なる安全・安心の実現を目指しています。

## 【第46表】火薬類許可等施設数

火薬類許可等施設数

		_							(令和	7年3月31	日現在	)
区	5	÷	計	門司	小倉北	小倉南	若	松	八幡東	八幡西	戸火	#
	計		136	5 1	18	27		13	2	16		9
製	ĭ	IIIF	1			1						
火	薬』	Ħ	28	1	2	16						
販	Ē	널	21		3	1		3		4		1
火臺	薬庫外	,	52	1	13	5		6	2	8		3
譲	受	į.	21		3 1	3		3		2		4
消	費	ţ	12		1	1		1		2		1
廃	棄	1171	1		1							



火薬庫立入検査

### 【第47表】火薬類規制事務処理件数(行政区別)

(令和6年度)

													1						( 12	<u>Т</u> ОЦТ	·/文/
							許可						検	査	指示	認	可		届	出	
区分	合計	火薬類製造許可	火薬類販売営業許可	火薬類製造施設等変更許可	火薬庫設置等許可	占有しないことの許可火薬庫を所有又は	火薬類讓受許可	火薬類譲渡許可	火薬類輸入許可	火薬類消費許可	火薬類廃棄許可	火薬類譲受・消費許可	完成検査	保安検査	火薬庫外貯蔵場所指示	危害予防規程(変更)認可	保安教育計画(変更)認可	変更届	火薬類輸入届	廃止届	その他届
計	257	0	2	1	1	1	33	6	9	53	25	11	3	12	1	0	2	10	3	18	66
門司	121		1				28	1	9	12	25	5	1	3			1	3	3	6	23
小倉北	18		1			1		1		7		1			1		1	2		3	
小倉南	68			1	1		2			16		1	2	9				2		2	32
若松	25						1	2		15		1						1		1	4
八幡東	2									1										1	
八幡西	14									2		2						2		2	6
戸畑	9						2	2				1								3	1

### 【第48表】火薬類製造施設等の査察件数(行政区別)

								アクロトロ	1121
区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸	畑
計	68	21	8	22	4	1	11		1
製造	1			1					
火 薬 庫	27	11		16					
販 売	6	1	2	1			2		
譲受場所	7	2		2	1		2		
譲受・消費場所	4	1			1		2		
火薬庫外貯蔵場所	23	6	6	2	2	1	5		1

## (7) 高圧ガス規制

消防局では高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所の自主保安の促進・指導等を行い、未然に事故を防止することにより安全・安心なまちづくりを目指しています。



高圧ガス製造施設



容器貯蔵施設

## 【第49表】高圧ガス規制対象施設数

(令和7年3月31日現在)

	区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
	計	1,312	123	304	177	259	149	214	86
	製造施設	642	53	148	76	138	87	98	42
	在宅酸素	(86)	(11)	(15)	(17)	(12)	(11)	(8)	(12)
	貯蔵施設	170	21	19	19	58	18	24	11
	販売所	424	44	116	74	37	41	80	32
特	定消費施設	51	4	9	6	23	2	7	
2	字器検査所	25	1	12	2	3	1	5	1

<sup>(</sup>注) ( )は内数

#### 【第50表】高圧ガス施設の査察件数

								/ 13	们中/文/
	区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
	計	357	40	93	60	36	34	70	24
	製造施設	13	2	1	1	7		2	
	在宅酸素	(0)							
	貯蔵施設	0							
	販売所	344	38	92	59	29	34	68	24
特	定消費施設	0							
名	<b>容器検査所</b>	0							

<sup>(</sup>注) ( ) は内数

【第51表】高圧ガス規制事務処理件数(行政区別)

(令和6年度)

_									和6年度)
	区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸畑
	合 計	748	122	148	66	189	72	120	31
	高圧ガス製造許可申請	2	0	0	0	2	0	0	0
	高圧ガス製造施設等変更許可申請	44	5	9	2	17	0	8	3
	製造施設完成検査申請	36	4	4	2	17	0	9	0
	第一種貯蔵所設置許可申請	7	2	0	0	4	0	1	0
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	3	0	0	1	2	0	0	0
			2	-			0	1	0
許	第一種貯蔵所完成検査申請	8		0	1			-	
可	輸入検査申請	44	40	0	0	4	0	0	0
等	保安検査申請	14	2	2	1	8	0	1	0
,	容器検査所登録申請	2	1	0	0		0	1	0
	容器検査所登録更新申請	1	0	1	0	0	0	0	0
	容器検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	附属品検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別充填許可申請	2	0	1	0	1	0	0	0
	高圧ガス製造事業届書	54	3	4	1	3	40	3	0
	同圧ガク製理事業用音 高圧ガス製造事業届書(在宅酸素)	1	0	1	0	0	0	0	0
		1		1			1	9	0
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	34	2	6	8	8			v
	高圧ガス製造施設等変更届書	4	0	2	0	2	0	0	0
	第二種貯蔵所設置届書	4	0	1	1	U	1	1	0
	第一種貯蔵所軽微変更届書	3	0	0	0	2	1	0	0
	第二種貯蔵所位置等変更届書	4	0	0	0	U	1	0	0
	完成検査受検届書	4	0	1	0	0	2	1	0
	完成検査結果報告書	4	0	1	0	0	2	1	0
	高圧ガス販売事業届書	27	5	5	5	1	2	7	2
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	5	0	2	0	0	0	2	1
	高圧ガス製造開始届書	1	0	0	0	1	0	0	0
	高圧ガス製造廃止届書	13	1	4	0	2	4	1	1
	高圧ガス製造廃止届書(在宅酸素)	5	0	0	0	1	4	0	0
	貯蔵所廃止届書	12	1	8	0	2	0	0	1
	高圧ガス販売事業廃止届書	44	5	10	6	6	3	10	4
	輸入檢查受檢屆書	0	0	0	0	0	0	0	0
	輸入検査結果報告書	0	0	0	0	0	0	0	0
届		0	0	0	0		0	0	0
出	特定高圧ガス消費届書	3	0	0	0	3	0	0	0
等	特定高圧ガス消費施設等変更届書		V		-		•		•
	特定高圧ガス消費廃止届書	1	0	0	0	1	0	0	0
	承継届書	6	1	1	1	3	0	0	0
	危害予防規程届書	6	0	0	1	4	0	0	1
	高圧ガス保安統括者等届書	40	1	6	5	18	1	8	1
	冷凍保安責任者等届書	1	0	0	0		0	0	0
	高圧ガス販売主任者届書	27	6	5	7	2	0	4	3
	特定高圧ガス取扱主任者届書	7	0	1	0	4	1	1	0
	高圧ガス製造施設休止届書	4	0	1	0	3	0	0	0
	保安検査受検届書	62	14	9	5	14	2	15	3
	保安検査結果報告書	66	14	10	5	17	2	15	3
	完成検査記録届書	0	0	0	0	0	0	0	0
	保安検査記録届書	Ö	0	0	0	0	0	0	0
1	検査主任者届書	6	1	3	0	0	0	1	1
l	容器検査所廃止届書	1	0	0	0		0	1	0
	事故届書	7	0	1	0	2	1	2	1
	特別充填報告書	23	0	11	0	12	0	0	0
			7	30	11	13		14	
	高圧ガス製造等記載事項変更届書	84					3		6
	その他届出等	22	5	8	3	2	1	3	0

### (8)液化石油ガス規制

消防局では一般家庭や飲食店などで使用する液化石油ガスの販売、供給、貯蔵等に関する規制業務を行っています。液化石油ガスの供給体制や取引に関する指導を行い、安全・安心なまちづくりを目指しています。

## 【第52表】液化石油ガス規制対象事業者数

事業者区分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸畑
計	315	45	61	61	19	39	70	20
販売事業者	56	10	7	10	4	11	12	2
保安機関	52	9	7	8	3	11	12	2
充てん事業者	7	1	1	4	0	0	1	0
特定液化石油ガス設備工事事業者	200	25	46	39	12	17	45	16

## 【第53表】液化石油ガス事業者の査察件数

(令和7年3月31日現在)

事業者区分	計	門司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸畑
計	45	3	9	3	1	26	3	0
販売事業者	16	1	3	1	1	9	1	
保安機関	15	1	3	1		9	1	
充てん事業者	0							
特定液化石油ガス設備工事事業者	14	1	3	1		8	1	

# 【第54表】液化石油ガス規制事務処理件数

ı	事務内容	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	6和6年度) 戸畑
	<b>計</b>	245	38	45	71/A H	17	26	47	6
	販売事業登録申請	1	0	1	0	0	0	0	0
	販売事業登録簿謄本交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	販売事業登録簿閲覧申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	販売事業者認定申請	1	0	0	0	0	1	0	0
	保安機関認定申請	1	0	1	0	0	0	0	0
	保安機関認定更新申請	11	7	1	2	0	0	1	0
	一般消費者等の数の増加認可申請	0	0	0	0	0	0	0	0
許	貯蔵施設設置許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	貯蔵施設変更許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0
等	貯蔵施設完成検査申請	2	0	0	0	0	0	2	0
	特定供給設備設置許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定供給設備変更許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定供給設備完成検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	充てん設備許可申請	1	1	0	0	0	0	0	0
	充てん設備変更許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	充てん設備完成検査申請	1	1	0	0	0	0	0	0
	充てん設備保安検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	業務主任者等選任(解任)届	6	2	2	2	0	0	0	0
	販売所等変更届	3	0	2	1	0	0	0	0
	登録行政庁変更届	0	0	0	0	0	0	0	0
	販売事業承継届	1	0	0	0	1	0	0	0
	販売事業廃止届	2	0	0	1	1	0	0	0
	販売事業者報告	55	10	7	9	4	11	12	2
	保安業務規程認可申請	2	0	1	0	1	0	0	0
	保安業務規程変更認可申請	2	0	1	1	0	0	0	0
	保安機関変更届	2	0	1	1	0	0	0	0
	認定行政庁変更届	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般消費者等の数の減少変更届	0	0	0	0	0	0	0	0
	保安機関承継届	1	0	0	0	1	0	0	0
	保安業務廃止届	2	0	0	1	1	0	0	0
出等	保安業務実施状況報告	51	9	6	7	4	11	12	2
4	意見書交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	貯蔵施設等完成検査受検届	0	0	0	0	0	0	0	0
	貯蔵施設等変更届 カスノ 乳供完成 おかま 平 か 足	0		0	0	0	0	0	_
	充てん設備完成検査受検届 充てん設備保安検査受検届	15	0	2	8	0	0	3	0
	元にん設備保安検査結果報告書	15	2	2		0	0	3	0
	元でん設備休女候且桁米報告書 充でん設備変更届	7	0	2	5	0	0	0	0
	元で心設備変更周充でん事業者報告	9	1	2	4	0	0	2	0
	特定設備工事事業開始届	1	0	1	0	0	0	0	0
	特定設備工事事業変更届	10	0	2	7	0	0	1	0
	特定設備工事事業廃止届	4	1	1	1	1	0	0	0
	液化石油ガス設備工事届	37	2	9	8	3	3	10	2
	その他届出等	1	0	1	0	0	0	0	0

## (9)消防同意等

利用形態等に応じた防災設備に係るハード面及びその運用体制に係るソフト面の両面から、総合的に機能するように防火安全対策を推進しています。

### 【第55表】消防同意等行政区別取扱件数

(令和6年度)

区		分	門	司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	1	計
同	意	⊹		119	227	117	143	90	226	1	)7	1,029
通		知		124	307	611	126	103	650		91	2,012
	計			243	534	728	269	193	876	19	8	3,041

### 【第56表】同意別取扱件数

(令和6年度)

区分	計	確認申請	計画通知	許可申請
計	1,029	919	34	76

## 【第57表】用途別取扱件数

(1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	al	分分		
マリー	3,	912		
マの他 (専任通知等)  マリコ	041			
マの他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - イイ	6	・映画館・演芸場		
マの他 (専住通知等)  - その他 (専住通知等)  - その他 (専住通知等)  - その他 (専住通知等)  - マー	2	公会堂又は集会場		
マの他 (専生通知等)  - その他 (専生通知等)  - マの他 (東生 通知 を は また いった の は また いった の に 忠 者の か いか 必要 を か 下 宿又 は 駐 両 と アイ サー ビ が 品 版 売 が 単 本 の か 助 が 必要 な 病院	0	カフェー・ナイト		
	0	ンスホール		
マの他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - マの (3) 項 単地下街 関東 項 (イ) 以外の複合用途防火対象物 規	0	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		
マの他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - その他 (専任通知等)  - イ イ	0	オケボックス・個室ビデオ		
	0	合		1
	15	飲食店		
	29	・マーケット・物品販売店舗	垻	4
マの他 (専住通知等)  - その他 (専住通知等)  - その他 (専住通知等)  - マの ( 1 )	1	テル・		1
マの他(専任通知等)  - その他(専任通知等)  - その他(専任通知等)  - その他(専任通知等)  - マの・ (3) 項	136			5
マリー マー	1	1) 避難のために患者の介助が		
	0	2) 診療所	1	
		<ul><li>避難のために患者の介助が必要</li><li>((2)を除く)、有床助産所</li></ul>		6
	21	<ul><li>病院((1)を除く)、有床診</li><li>4) 無床診療所、無床財産所</li></ul>	_	
マの他(専住通知等)  - その他(専住通知等)  - その他(専住通知等)  - その他(専住通知等)  - 不の他(専住通知等)  - 一 「 「 」以外の複合用途防火対象物  - 「 「 」 財務権関又は附別進所で接  - 「 「 」 対機 関又は 計事場  - 「 「 」 対域権関又は 計事場  - 「 「 」 対域権関 又は 計画を接  - 「 「 」 対域権関 スト所施設  - 下の機合用途防火対象物  - 「 「 」 対域権 関 ス・テレビスタジオ・テレビスタジオ・ディナービス・差人所施設  - 「 「 」 対域権 関 ス・差人所施設  - 「 「 」 対域権	1			
	10	1) 特別養護老人ホーム等 老人短期入所施設・養護老人ホーム		
マの他(専任通知等)  - その他(専任通知等)  - その他(専任通知等)  - その他(専任通知等)  - 不の他(専任通知等)  - 一の形態機  - 項 「	1			
R	1			6
	0			
	4			
	1	<ol> <li>ター・老人介護支援センター等</li> </ol>		
		1000年前日	1	
	0 7	2 (2) 更生施設		6
	7	3 呆骨折・		
	2 7	児童発達支援施設・放課後デイ障害者施設		
	4			
	9	校・大		
イ       表の他(専住通知等)         その他(専住通知等)       その他(専住通知等)         年期       本の他(専住通知等)         東京       本地下街         東京       地下街         東西       地下街         東京       地下街         東京       地下街 <th>0</th> <td>博物館・</td> <td>垻</td> <td></td>	0	博物館・	垻	
項         中国の停車場又は船舶着しくは航空機の発送所等           項         中国の停車場又は船舶着しくは航空機の内の投資機           項         中国の停車場又は船舶着しくは航空機           項         中国の停車場又は船舶着しくは航空機           項         中国の停車場又は船舶者しくは航空機           項         中国の停車場又は船舶者しくは航空機           項         中国の停車場又は船舶者しくは航空機           項         中国の停車場又は船前とくは航空機	0	熟気浴		
項       その他(専住通知等)         子の他(専住通知等)         子の他(専住通知等)         子の他(専住通知等)         名の東海神社・寺院・教会等         項       一年         中国のの中軍人は日本運動・       一年         中国ののの発動学       一年         中国ののの発動学       一年         中国ののの主要       一年         中国のののの発動学       一年         中国ののののののののでの       一年         中国のののの       日本         中国の       日本         中国	0	(イ) 以外の公衆浴場		
項       一名の他(専住通知等)         その他(専住通知等)       その他(専住通知等)         20 項       延長50メートル以上のアーケード 産地下街 理 歴地下街 理 下街 理 下街 原列 企業 地下街 項 口 (イ)以外の複合用途防火対象物 原名項に該当しない事業場 前各項に該当しない事業場 前各項に該当しない事業場 前の表現に該当しない事業場 前の表現に該当は 「本社」を表現に対しています。	5	石しくは		100
項       イ       との他(専住通知等)         その他(専住通知等)       との他(専住通知等)         20)項       基長50メートル以上のアーケード項型       重要文化財等建造物         項       イ       特定の複合用途防火対象物         項       イ       自動和機関スは回転電航空機の格納庫項目         項       イ       自動和機関スは回転電航空機の格納庫         項       イ       自動和機関スは回転電航空機の格納庫         項       イ       日本地下街         項       イ       自動和機関スは回転電航空機の格納庫         項       イ       日本地下台         項       イ       日本は通知等)	7		1 1	1
項       一名の他(専住通知等)         平の他(専住通知等)       その他(専住通知等)         項       施長50メートル以上のアーケード項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項項	93	工場又は作業場	項	(12)
平の他(専住通知等)       その他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       東月降機       早期       東月降機       東月降機       東月降機       東日住宅       東田住宅       東田田会       東田会	0	スタジオ・テレビスタジ	項	1 2
平の他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       東月降機       東月降機       東日住宅       東日に該当しない事業場 特定の複合用途防火対象物 特定の複合用途防火対象物 特定の複合用途防火対象物 (東行機収は回伝電航空機の各角車       東日に該当しない事業場 有倉庫       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東日に該当しない事業場 (東京・大学)       東京・大学	18	<b>非</b>	項耳	1 3
平の他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       平の他(専住通知等)       東月降機       東月住宅       東月降機       東月住宅       東月住宅       東月降機       東月住宅       東月降機       東日に宅       東日に送知等)       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に送知等       東日に記録       東日に送知等       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東日に記録       東田に記録       東田に記録 <th>0 70</th> <td>各内</td> <td></td> <td>1 1</td>	0 70	各内		1 1
平の他 (専住通知等)  その他 (専住通知等)  平用住宅  ・ 中用住宅  ・ 中間にの「中間に関係を表現して、対象物  ・ 中間にの複合用途防火対象物  ・ 中間にの複合用途防火対象物	14	前各項に該当しない事業場	- 1	1 1
平の他 (専住通知等) - その他 (専住通知等)	5 24	特定の複合用途防火対象物	項	1 6
その他 (専住通知等) ド	22	対象	項	1 6
その他 (専住通知等) - その他 (専住通知等) - 応険物製造所等 - 危険物製造所等 - 延長50メートル以上のアーケード - 重要文化財等建造物 - 準地下街	0			1 6
フ項     重要文化財等建造物       プ項     延長50メートル以上のアーケード       2     2       2     2       3     2       4     2       5     2       6     2       6     2       6     2       6     2       6     2       7     2       6     2       7     2       8     2       8     2       9     2	0	準地下街		1 6
(事性通知等)         その他(専住通知等)         事用住宅         危険物製造所等         (2)         (3)         (4)         (5)         (6)         (7)         (8)         (9)         (10)	0	重要文化財等建造物	項	(17)
の他 (専住通知等) 昇降機 専用住宅 を開催を	0	トル以上のアーケー	項	1 8
の他(専任通知等) 昇降機 昇降機	19			
<b>好の他(専住通知等)</b>	369	専用住宅		
の他(専住通知等)	134	昇降機		
	1,8	ft		
	378	ė.		

## 【第58表】工事別取扱件数

計	新築	増築	改築	移転	大規模の修繕	大規模模様替	用途変更	その他
1,029	815	190	6		4	1	12	1

# 【第59表】消防用設備等検査済証交付件数

																		(	(令和	6年	度)
区 分			<del>11</del>	消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	火災通報装置	非常警報設備	避難器具	誘導灯	防	設	連結散水設備		動力消防ポンプ設備	ント
		計	1,957	523	64	73	0	19	581	0	7	50	44	90	408	7	0	1	55	4	31
(1)項 イ		劇場・映画館・演芸場等	15	3	2	1	0	0	3	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	0
(1)項口		公会堂又は集会場	13			_	Ť	0				0	1	1	4		Ť	0			U
(2)項 イ		キャバレー・カフェー・ナイトクラ																			
		ブ等	0	0			Ť	0				0	0	0			0				_
(2)項ロ(2)項ハ		遊技場又はダンスホール 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	Ť	0	ř	0	0	0	0	0	0	0		•	Ľ	0	0		
(2)項 二		カラオケボックス・個室ビデオ等	0	0	_		ľ	0	0		_	0	0	0		_	Ť	0	0	_	_
(3)項イ		待合・料理店等	2	0	0	0	0	0	2		0	0	0	0	0	_		0	0	0	0
(3)項口		飲食店	32	11	0	0	0	0	3	0	1	0	4	1	12	0	0	0	0	0	0
(4)項		百貨店・マーケット・物品販売店舗 等	120	34	5	2	0	0	24	0	0	0	10	3	42	0	0	0	0	0	0
(5)項イ		旅館・ホテル・宿泊所等	42	13	1	0	Ť	0	15		1	3	0	0		_	Ť	0	0		_
(5)項口		寄宿舎・下宿又は共同住宅	465	141	7	3	0	0	134	0	2	0	5	52	48	0	0	0	45	0	28
	(1)	避難のために患者の介助が必要な病	30	4	0	5	0	0	8	0	0	3	0	1	5	1	0	0	3	0	0
(6)項 イ	(2)	院 避難のために患者の介助が必要な有 床診療所	1	0				0				1	0	0			0				
(0)	(3)	病院((1)を除く)、有床診療所 ((2)を除く)、有床助産所	17	0	0	3	0	0	7	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	(4)	無床診療所、無床助産所	40	11	0	1	0	0	9	0	1	2	3	0	13	0	0	0	0	0	0
	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	48	8	0	10	0	0				9	0	3			0				0
(6)項口	_	救護施設	0	0		·	·	0	0	·	_	0	0	0	v	_	Ť	0	0	·	- v
(0)	_	乳児院	0	0		0	·	0	0		Ť	0	0	0	_	_	Ť	0	0	-	— ·
		障害児入所施設 障害者支援施設等	30	5	_	5	Ť	0	0 6	_	0	0 8	0	0		_	_	0	0		_
	(1)	を	33	8			Ħ	0			Ů	4	0	2			0		0		
	(2)	更生施設	3	1	0			0	1	0		0	0	0		0		0	0	0	0
(6)項 ハ	(3)	児童発達支援施設・放課後デイサー	40	11	0			0	13			4	0	1	11			0	0		
	(5)	ビス等 障害者施設	26 70	11 23	0	_	-	0	0 17		_	2	2	<u>0</u> 2				0	0		_
(6)項 二		幼稚園又は特別支援学校	3	0		0	Ť	0	2		0	0	0	0				0	0		_
(7)項		小学校・中学校・高等学校・大学等									Ť		Ť	·	·			1	1		
(8)項		図書館・博物館・美術館等	69	8			1 1	0					0	5 0				0			
(9)項イ		蒸気浴場・熱気浴場等	1	0	_	-	0	0	-			0	0	0			0		0		Ť
(9)項口		(イ)以外の公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航空	0	0			0	0	0				0	0			0				
(11)項		機の発着場 神社・寺院・教会等	2 14	3	0		0	0				0	0	<u>0</u>			0				
(11)項(12)項イ		工場又は作業場	131	29	_		0	_			_		0	1			0			1	_
(12)項 口		映画スタジオ・テレビスタジオ	0				-	0			_		0	0			0	0	0		
(13)項イ		自動車車庫又は駐車場	25	22	0			0			_	0	0	0		0	0	0			_
(13)項口		飛行機又は回転翼航空機の格納庫	3		0	-	_	0			_	v	0	0		_	0	·			
(14)項		倉庫 前各項に該当しない事業場	220	39 72	8 5		-	7	43 59			3 0	0 10	<u>0</u>			0	0		_	ŭ
(15)項 (16)項 イ		特定の複合用途防火対象物	220 295			29	_	0	97			8	2	8		_	_	0			Ŭ
(16)項口		(イ)以外の複合用途防火対象物	49					1	19		-		0	3				0			Ť
(16の2)項		地下街	0	0	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
(16の3)項		準地下街	0				0	0					0	0			0				_
(17)項		重要文化財等建造物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

### (10) 予防技術の充実

平成18年度から「予防技術資格者制度」が始まり、計画的に資格を取得しています。

【第60表】予防技術資格者(認定者)の状況(過去5年間)

区分	消防用設備等	危険	物	防火査察	予防技術資格者数
令和2年度	44		45	44	102
令和3年度	43		44	44	102
令和4年度	47		48	50	109
令和5年度	47		44	47	108
令和6年度	48		49	44	111

<sup>(</sup>注) 予防技術資格者は、複数の資格を有する者あり

## (11) 他部局等との連携

夜間合同査察(福岡県警察・都市戦略局・保健福祉局)

令和6年度は、計2回(小倉北区1回、八幡西区1回)夜間合同査察を実施しました。

